

令和元年度 春季休業中の生徒心得

令和2年3月19日
愛媛県立松山北高等学校

春季休業は、1年間の高校生活を振り返りながら実力の養成を行う絶好の機会です。校訓の「文・武・心」や伝統ある校風の「質実剛健」・「清楚」の理念を念頭に置き、学習や生活の計画をしっかりと立て、意義のあるものにしましょう。また、家庭での対話の機会を多く持ち、家族とのコミュニケーションを大切にしましょう。

校外では、松山北高校生としての誇りと自覚を持った行動を取りましょう。登下校時の服装は、補習期間中や学習時は制服で、部活動時は制服または部で揃えたジャージ等で登校しましょう。また、ヘルメットを正しく着用して登校しましょう。

1 規則正しい生活を送るために

- (1) 自分の生活や成績を振り返り、自己を磨くための「生活目標」や「学習目標」を設定しましょう。
- (2) 目標を達成するために、時間的・内容的に無理や無駄のない計画を立てましょう。
- (3) 計画に沿って自己評価を重ねながら努力し、目標を達成しましょう。

2 計画的・継続的な学習を行うために

- (1) 学習計画に沿って学習時間を定め、取り組みましょう。
- (2) 課題だけではなく、不得意科目の克服も心掛けましょう。
- (3) 読書をしたり、新聞を読むことで、知識や興味の幅を広げましょう。

3 健康で安全な生活を送るために

- (1) 通学や外出時にはヘルメットを着用するとともに自転車走行には十分に注意し、自他の命を守るために最善を尽くしましょう。
- (2) 暴飲・暴食に気を付けるとともに、積極的に体を動かしましょう。
- (3) 治療を要する怪我や病気(虫歯等)は、この期間に完治させておきましょう。
- (4) インフルエンザ等の感染症の予防に留意し、人混みに行く際は、マスクの着用、帰宅後の手洗い・うがいの励行を心掛けましょう。

4 家庭や地域での生活を円滑に送るために

- (1) 家族の一員として自分の役割を果たし、家庭生活を豊かにしましょう。
- (2) 対話の機会を多く持ち、家族とのコミュニケーションを図りましょう。
- (3) 地域社会の一員として、進んで奉仕活動に参加しましょう。

5 部活動を充実させるために

- (1) 計画に基づいて練習に励み、技能の向上と心身の鍛錬に努めましょう。
- (2) 活動場所やその周辺、部室等の清掃、整理整頓をし、清潔な環境を保ちましょう。
- (3) 安全に留意し、けがや事故防止に努め、体調不良の時は顧問に申し出ましょう。
- (4) 活動を終わったら直ちに下校準備をするなど、気持ちの切り替えができるようにしましょう。

6 補習を充実させるために

- (1) 補習時は、8時30分から落ち着いて補習に臨めるように10分前には登校し、身だしなみを整えましょう。
- (2) やむを得ず遅刻や欠席をする場合は、必ず保護者から学校へ連絡を入れましょう。
- (3) 「継続は力なり」です。体調管理に努め、遅刻や欠席をしないように頑張りましょう。

3月		
月日	曜日	行 事
3/23	月	1・2年生補習(中止)
3/24	火	1・2年生補習(未定)
3/25	水	1・2年生補習(未定)
3/27	金	離任式(9:40までに体育館集合)予定

4月		
月日	曜日	行 事
4/8	水	新任式・始業式(8:30までに体育館集合)予定

7 その他

- (1) 外出の際は「生徒の証」を携行し、行き先・用件・帰宅時間等を家の人に伝えておきましょう。
- (2) 公共交通機関を利用する場合は、お年寄りに席を譲る、携帯電話をマナーモードにする、出入り口付近に止まらない、座席に荷物を置かない等、乗車マナーを守りましょう。
- (3) スマートフォンやパソコン等による LINE、Twitter などの SNS の使用は、人権モラルや、個人情報の取り扱いに十分に留意し、いじめや人権侵害につながる事がないように、良識ある使い方をしましょう。また、使用時間や使用場所を決めるなどして、睡眠時間や学習時間が損なわれることがないようにしましょう。
- (4) 校外で自転車を駐輪する際は、施錠をして荷物やヘルメットを置き放しにしないようにしましょう。

《禁止事項》

1 交通事故防止と運転マナー

- (1) 「愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例」が施行されたことや道路交通法の改正を受け、自転車は車両であることをしっかりと認識し、左側通行や路側帯通行等の法令を遵守すること。
- (2) 自転車通行禁止区域(大街道・銀天街)での走行、及び駐輪禁止区域内での駐輪を禁止します。
- (3) 携帯電話等を操作しながらの運転、ヘッドホンやイヤホンをつけて音楽等を聴きながらの運転を禁止します。
- (4) 無断運転免許取得・無免許運転、友人の運転する車やバイクの同乗を禁止します。
- (5) 暴走行為やそのギャラリー参加を禁止します。

2 アルバイトについて

アルバイトは禁止です(無届けアルバイトが発覚した場合は懲戒処分の対象となります)。

3 外出・外泊及び旅行について

- (1) パチンコ店等の遊技場への立ち入りを禁止します。
- (2) 深夜の外出(午後 11 時以降)は、青少年保護条例で禁止されています。また、午後 10 時以降は補導の対象となります。
- (3) 不健全な場所への立ち入り、夜間に及ぶバンド活動やギャラリー行為は禁止します。
- (4) 外泊は親類縁者の所か、保護者同伴の場合のみ許可し、友人宅等は禁止します。

4 頭髪・服装等(春季休業中も普段と同じです)

- (1) 長髪・染色・脱色・パーマ等を禁止します。
- (2) ピアス・眉毛カット・化粧等を禁止します。
- (3) 高校生としてふさわしくない服装での外出を禁止します。

5 法令遵守

- (1) 飲酒・喫煙や万引き等犯罪に関わらないようにしましょう。
- (2) 覚醒剤・大麻・シンナー・危険ドラッグ等の薬物乱用は絶対にやめましょう。
- (3) 通学定期の不正使用等は犯罪です。使用期限の確認をしておきましょう。

《非常事態時の対応》

1 交通事故

- (1) 万が一、交通事故に遭った場合は、110 番通報をするなど、適切な行動をとりましょう。また、相手の氏名や連絡先・車のナンバーを記憶・記録しておきましょう。
- (2) 万が一、事故の加害者になってしまったときは、被害者に対して誠実に対応するとともに、必要に応じて応急手当や 119 番通報をするようにしましょう。

2 不審者

- (1) 登下校時や外出時には防犯ブザーの携行や複数での行動を心掛け、不審者に隙を見せない行動をとるようにしましょう。
- (2) 万が一、不審者に遭遇したり被害に遭ったときは、110 番通報を行うとともに早急に保護者へ連絡し、担任(学校)にも連絡しましょう。

3 その他

- (1) その他の事故や被害に遭遇したときは、担任(学校)に連絡しましょう。
- (2) 万が一、補導された場合は、担任(学校)に連絡しましょう。

(連絡先：松山北高等学校 TEL 089-925-2161)